

食品安全委員会（第501回会合）議事概要

日 時：平成26年1月27日（月） 14：00～15：44
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：熊谷委員長ほか6名出席
傍聴者：報道1名、行政機関4名、一般6名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 遺伝子組換え食品等 1案件
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）等の改正について
（農林水産省からの説明）

→ 農林水産省から説明

本改正については、先般平成26年1月7日付け府食第19号で食品健康影響評価について回答した食品等の告示改正の内容と同様であり、リスク管理機関において、当該告示改正の際に厚生労働省から示された判断基準と同等の判断基準を作成し、当該微生物に該当するかどうかについて事業者が判断できるよう、適切なリスク管理措置が講じられる限りにおいては、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当することが確認され、同規定に関するこれまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わないこととなった。
また、リスク管理機関に対し、本件については飼料又は飼料添加物自体についての評価ではないことを念のため付言して通知することとなった。

（2）農薬専門調査会における審議結果について

- ・ 「イマザピル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・ 「カスガマイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・ 「ホサロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→ 担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 添加物「*Aspergillus niger* ASP-72株を用いて生産されたアスパラギナーゼ」に係る食品健康影響評価について

→ 事務局から説明。

「添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・ 農薬「シアゾファミド」に係る食品健康影響評価について

→ 事務局から説明。

「シアゾファミドの一日摂取許容量を0.17 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・ かび毒・自然毒等「オクラトキシンA」に係る食品健康影響評価について

→ 事務局から説明。

「オクラトキシンAの非発がん毒性に関する耐容一日摂取量を16 ng/kg 体重/日と設定し、発がん性に関する耐容一日摂取量を15 ng/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省、農林水産省）へ通知することとなった。また、オクラトキシンAの主な産生菌は異なる生育条件では異なる種類の農作物及び食品に生育し、オクラトキシンAの汚染の程度は気候等の影響を受けやすいことから、リスク管理機関において汚染状況についてのモニタリングを行うとともに、規格基準について検討することが望ましいと考える旨を、関係するリスク管理機関に通知することとなった。

(4) 食品安全関係情報（12月14日～1月9日収集分）について

→ 事務局から報告

米国食品医薬品庁（FDA）、食用動物への抗菌剤使用に関する製薬業界向け最終ガイダンスを発表した件の概要を報告。

(5) その他

- ・ 「動物用生物学的製剤の再審査に係る評価要請の取扱いについて（案）」について

→ 事務局から説明

動物用生物学的製剤（主剤である病原体が不活化されていないものに限る。）の再審査に係る評価要請の取扱いについて、資料5-1及び資料5-2のとおり委員会決定された。